

日本脳ドック学会施設認定要綱

(第 11 回 : 2020 年版)

【施設認定審査対象】

わが国で「脳ドック」という名称で健診を行っており、脳ドックの質の向上を目的に日本脳ドック学会による施設認定を希望し、所定の申請書等資料を提出した施設。

【施設認定申請受付期間】

2019 年 8 月 1 日～10 月 31 日 (必着)

【提出資料】

1. 施設認定申請書 (用紙は日本脳ドック学会ホームページ <http://jbds.jp/sinsei.html> からダウンロード)
2. 施設責任者の略歴
3. 脳ドックで発見された異常所見の MR 画像と、その症例の脳ドック結果報告書
 - ① 脳ドックで発見された典型的な無症候性脳梗塞 1 例の MRI (T1、T2、FLAIR および T2* あるいは SWI を各々 10 画像程度) と、その症例の脳ドック結果報告書 (症例の年齢・性別を記載すること)。
 - ② 脳ドックで発見された 5 mm 程度の未破裂脳動脈瘤 1 例の MRA (画像数の制限なし、元画像は不可) と、その症例の脳ドック結果報告書 (症例の年齢・性別を記載すること)。
 - ③ 画像は全て DICOM データで、専用ビューワを入れず CD-R 1 枚に記録する。CD-R 中のデータは無症候性脳梗塞と未破裂脳動脈瘤を別のフォルダに分け、さらに無症候性脳梗塞は T1、T2、FLAIR、T2* にフォルダ分けし、フォルダ名はその内容がわかりやすいよう表記する。なお、両症例とも異常の発現箇所には→や○を記すこと。
 - ④ 脳ドックの結果報告書は、画像所見の抜粋ではなく他の検査結果を含む脳ドック全体の結果報告書であること及び、異常所見についてはその対応、指導も記入すること。また、人間ドックや他の健診のオプションとして実施している場合も、すべての健診結果を含めた報告書であること。また、提出する①②の症例が画像検査のみの簡易コース等の受診例である場合は、別記【認定のための主な条件】4. における検査項目をすべて実施した受診例の結果報告書をサンプルとして 1 部提出すること。

【審査・認定方法】

1. 提出された資料の不備などを確認後、予備審査、本審査 (認定審査会) を行い認定の可否を判定する。審査結果は施設長あてに通知する。

2. 審査の過程で確認が必要な事項があるか、あるいは追加資料が必要な場合は、施設長または窓口担当者に連絡する。また、訪問調査を追加する場合がある。
3. 認定の可否に直接関係ないものの、改善が必要な点があると判定される場合は、要改善・推奨事項を審査結果と共に通知する。
4. 「非認定」とした施設には、その理由（指摘事項、要改善事項）を添えて通知をし、問題改善後に次回以降の再度申請をすすめる。

【認定のための主な条件】

1. 最新の「脳ドックのガイドライン」に準拠していること。
2. 脳ドック実施に関する責任医師が常任していること。
3. 施設責任者および脳ドック実施に関する責任医師が日本脳ドック学会会員であること。
4. 実施項目として、問診、診察、血圧、血液検査、生化学検査、尿検査、心電図検査、頭部MRI (T1、T2、FLAIR、T2*)、頭部MRA、頸動脈超音波検査、認知機能検査をルーチンとした一連もしくは他の検診との連結で行われる受診コースを持つこと。
5. 検査項目を省略した簡易コースを併施している場合は、その内容が明らかにされ、分かりやすく区別されていること。なお、簡易コースのみを実施している施設は審査対象としない。
6. 画像診断設備については、血流のアーチファクトが受けづらく、直径3mm以上の未破裂脳動脈瘤が確実に検出でき、かつ脳主幹動脈狭窄病変の評価のための高精細な画像を作成できるなど、無症候性の微小病変を検出するために十分な性能を持つMR機器、およびソフトウェアが使用されていること。
7. 画像読影医は、脳神経外科、神経内科、脳卒中、放射線科いずれかの専門医であること。
8. 脳ドックの結果通知は、所見の有無にかかわらず担当医から面談により行われるのが望ましく、少なくとも有所見者には必ず面談により結果通知されること。
9. 受診者に発行する脳ドック結果報告書には、検査結果の羅列のみではなく脳ドックとしての総合評価が記載されていること。
10. 年間の受診者数は50例以上が望ましい。
11. 今後、日本脳ドック学会が行う各種調査に協力すること。

【認定スケジュール】

1. 施設認定申請募集（2019年8～10月）
2. 認定審査料の請求（2019年11～12月）
3. 予備審査（2019年11月～2020年1月）
4. 施設認定審査会（2020年2月 or 3月）
5. 審査結果通知、認定施設には認定料の請求（2020年3月 or 4月）
6. 認定証の発行、ホームページでの施設名の公開（2020年6月以降）
7. 日本脳ドック学会総会での施設名の掲示（2020年6月）

【審査料・認定料】

認定審査料 3 万円、施設認定料 7 万円

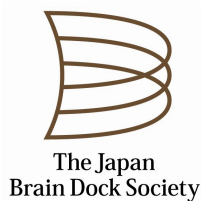
【認定期間・認定資格の維持・更新】

1. 認定期間は 5 年間、更新手続きの方法については別に定める。
2. 認定施設は、毎年施設認定委員会が定める定期報告書（用紙は日本脳ドック学会ホームページ <http://jbds.jp/sinsei.html> からダウンロード）を提出する。更新年に該当する施設で更新申請をする場合はその年の定期報告は省略してよい。
3. 施設の情報（施設責任者、脳ドック実施に関する責任医師等）に変更が生じた時は、施設認定委員会へ速やかに報告する。
4. 認定期間の 5 年間に 2 回以上、日本脳ドック学会総会へ参加すること。
5. 認定条件が満たされなくなった、定期報告書が提出されなかったなど、施設認定委員会が不相当と判断した場合、施設認定委員会は施設認定を取消することができる。

【申請書等資料提出先・お問い合わせ】

〒004-0031 札幌市厚別区上野幌 1 条 2 丁目 1-10
医療法人 新さっぽろ脳神経外科病院内
日本脳ドック学会施設認定委員会
電話(011)891-2500 FAX(011)891-5100

以上



一般社団法人 日本脳ドック学会

脳卒中・認知症のための医学会

〒004-0031 札幌市厚別区上野幌 1 条 2 丁目 1-10

医療法人新さっぽろ脳神経外科病院内

TEL 011-891-2500 FAX 011-891-5100

(E-mail) info@jbds.jp

(URL) <http://jbds.jp/>